

卒業の認定に関する方針

■天草市立本渡看護専門学校学則

(卒業の認定)

第23条 卒業の認定は、別表に定める所定の単位を修得した者に対して学校長が行う。

(卒業証書及び専門士)

第24条 学校長は卒業の認定をした者に対しては卒業証書を授与する。
2 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専門士と称することができる。

■天草市立本渡看護専門学校成績評価等に関する規程

(卒業)

第22条 卒業時点で不合格科目がある場合は、卒業を延期し、その科目に合格しなければ卒業を認めない。